

障害福祉サービス等給付費に関する事務処理について

★令和元年7月31日

令和元年度市町村障害者総合支援法等審査支払事務担当者説明会

7月31日、熊本県市町村自治会館別館において、本会主催のもと「市町村障害者総合支援法等審査支払事務担当者説明会」を開催し、県内市町村の障害担当者47名が参加した。

本説明会は、障害福祉サービス等給付費の審査支払に関する事務処理について、市町村担当者が抱える疑問点を解消し、円滑な事業運営に繋げることを目的として、毎年開催している。

過誤調整について



豊岡主事

本会における過誤処理の流れについて説明した。

通常過誤と同月過誤の処理方法の違いを説明した上で、処理スケジュール及び過誤処理を行う際の留意点について、詳しく説明した。

また、市町村から本会へ送信される「過誤申立情報」において、過誤申立事由コードの設定誤りを要因とするエラーが頻発しており、市町村及び本会双方の負担となっていることから、今後の事務効率化のためにもデータ作成時に再度コード設定状況をご確認いただくよう呼びかけた。

受給者台帳について

本会で審査を行う上で、最も重要なマスタ情報の1つである受給者台帳について説明した。

具体的には、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票の作成方法、伝送通信ソフトを用いた本会への伝送方法、よくあるエラー事例とその原因、対応方法などを中心に説明した。

さらには、事業所から請求された明細書情報と受給者台帳情報が不突合となった場合の確認方法などについて、詳細に説明した。

二次審査について

本会が行う一次審査で支払可否の判断ができない内容については、市町村二次審査で「支払」または「返戻」のいずれかの判断が必要となる。その判断材料となる「一次審査処理結果票」の見方について説明し、二次審査における支払可否の判定方法について説明した。「一次審査処理結果票」は、二次審査で最終的に支払の是非を決定する判断基準となるため、具体的な事例を示しながら説明した。



山下係長

その他

①通常過誤と同月過誤の一本化について

年々、同月過誤処理件数が増加傾向にあり、事務量が増大しているため、通常過誤と同月過誤の処理日程を一本化することを市町村担当者向けに提案し、事務の効率化を図りたいと説明した。

②過誤調整に伴う不足額発生時の事務処理に係る承諾書について

障害福祉サービス等給付費等の過誤調整に伴う不足額発生時の事務処理について、万が一、事業所から回収不能となった際には、不足額は過誤申立市町村の負担となるため、「当該事業所に不足額の支払意思が確認できる場合は、不足額が発生した状態で支払確定額を決定すること。」についてご承諾をお願いした。



説明会の様子

【問合せ先】

介護保険課 介護事業係

TEL : 096-365-0329

